

祝 あきる野市制施行20周年
子育てひろばオープンイベント
〜エリックさんといっしょにABC〜

inあきる野市 参加者募集



きる野つ子」については、後日
広報などでお知らせします。
▽期日 8月15日(土)
▽時間 8月15日(土)

●午前の部（0歳〜3歳の子ど
も向け）：午前11時〜正午
●午後の部（4歳以上の子ども
向け）：午後2時30分〜3時
30分

▽場所 秋川キララホール
▽講師 エリック・ジェイコブ
センさん
▽対象 市内在住・在園の子ど
もとその親子
▽定員 各回680人（車椅子
席2席含む）
▽費用 無料
▽応募方法 7月12日(日)（消印
有効）までに、往復はがきに
郵便番号、住所、電話番号、
入場希望人数（乳児などで座
席を必要としない子も含む）
とその全員の氏名・年齢、必
要な座席数、希望する部（午
前、午後、どちらでもよい、

市では、子育て支援の充実を
図るため、8月下旬、あきる野
ルピア1階に親子の集いの場
である「子育てひろば」を設け
あきる野つ子」を開設します。
これに伴い、秋川キララホール
でオープンイベントを開催
します。

NHK教育番組「えいごであ
そび」へ出演し、今年で18年目
を迎えるエリック・ジェイコブ
センさんのアコースティックギ
ターを使ったオリジナル楽曲に
合わせて、歌って踊って体感的
に楽しめる親子の触れ合いのイ
ベントです。

市議会の正・副議長が決まりました

6月19日に開催された、あき



町田匡志議長



戸沢弘征副議長

監査委員に細谷功氏

前監査委員の澤井敏和氏が辞
任したことに伴い、新しい監査
委員に細谷功氏が選任されまし
た。
任期は、6月20日から平成29
年6月30日までです。

のいずれか）を記入の上、郵
送してください（返信用表面
にも必ず返信先を記入）。
※はがき1枚につき1家族の応
募に限りま。重複の応募は
全て無効となります。
▽応募・問合せ 子育て支援課
子育て支援係（〒197-10
814 二宮350、直通5
58・1250）

国民年金受給権者
所得状況届の提出を
お忘れなく

20歳前のけがや病気が原因で
障害基礎年金を受けている方
に、日本年金機構から「国民年
金受給権者所得状況届」が送付
されます。所得状況届に必要事
項を記入し、提出してください。
障がい程度を確認する必要
のある方には、障害状態確認届
（診断書）が送付されますので、
医師の診断を受けてから提
出してください。

臨時福祉給付金の
お知らせ

消費税率の引上げによる影響
を緩和するため、平成27年度も
臨時福祉給付金を支給します。
▽対象 基準日（平成27年1月
1日）において、あきる野市
に住居登録のある方で、平成
27年度分の市民税（均等割）
が課税されていない方。ただ
し、次の方は対象外です。
●平成27年度分の市民税（均等
割）が課税されている方の扶
養となつてゐる方
●生活保護の受給者となつてゐ
る方 など
▽給付額 対象者1人につき6
千円
▽申請先 基準日（平成27年1
月1日）に住居登録されて
ゐる市区町村

出してください。
所得状況届は、提出が遅れる
と年金が一時止まることがあり
ますのでご注意ください。
▽提出期限 7月31日(金)
▽提出先
●保険年金課年金係
●五日市出張所市民総合窓口係
▽問合せ
●青梅年金事務所（☎0428
・30・3410）
●保険年金課年金係

国民健康保険高齢
受給者証と後期高齢者
医療被保険者証を
更新します

「国民健康保険高齢受給者
証」は70歳以上で国保に加入し
てゐる方全員、「後期高齢者医
療被保険者証」は75歳以上の方
（一定の障がいがあると認定さ
れた65歳以上の方を含む）で負
担割合の変更があつた方を対象
として、7月中旬から下旬までに送
付します。

▽今後の予定

●8月初旬：チラシの全戸配布
●8月中旬：対象となる可能性
がある方に申請書を送付
●8月中旬以降：申請書の受付
開始など
▽問合せ 生活福祉課庶務計画
係

都市計画審議会の
開催に伴う
傍聴について

▽日時 7月17日(金) 午後3時
▽場所 市役所5階503会議
室
▽付議予定案件名
●秋多都市計画生産緑地地区の
変更について
▽傍聴者数 10人以内（会議開
催の30分前に傍聴希望者が10
人を超えた場合は抽選）
▽問合せ 都市計画課計画係

に、7月中旬から下旬までに送
付します。
更新にあわせて、平成27年度
の市・都民税の課税所得に
て、医療機関などで支払う負担
割合を見直します。

▽負担割合「3割」の方 市・
都民税の課税所得が14.5万
円以上の方や、同一世帯で同
じ健康保険に加入してゐて、
負担割合「3割」の70歳以上
の方がいる方
※同一世帯の70歳以上の方の人
数と収入の合計額が次の場合
は、申請により、負担割合が
国保の方は「2割」か「1
割」、後期高齢者の方は「1
割」になる場合があります。
●1人：38.3万円未満
●2人以上：52.0万円未満

入院時などの
各種認定証の交付

国民年金保険料の
納付が困難な方へ

保険料を納付することが困難
な方のために、次のような制度
があります。利用される方は事
前に申請してください。
▽保険料免除（全額免除・一部
免除）制度 所得が減つたり、
退職（失業）で保険料を納め
ることが困難なとき、本人、
配偶者、世帯主の前年所得が
基準額以下であれば、全額免
除（保険料の全額が免除）か
一部免除（保険料の一部が免
除）になります。（表）。

▽若年者納付猶予制度

世帯主
の前年所得が基準額以上ある
ため免除対象とならない30歳
未満の方は、本人と配偶者の
前年所得が全額免除の基準額
以下であれば、保険料の納付
を先に延ばすことができます。
※申請は原則として毎年度必要



る際に窓口負担が減額される
「限度額適用認定証」などの各
種認定証の交付には、申請が必
要です。
▽国保の方で、各種認定証をお
持ちの方 対象となる方に
は、申請書を7月中旬に送付
します。

▽後期高齢者医療の方で、「後
期高齢者医療限度額適用・標
準負担額認定証」をお持ちの
方 対象となる方には、認定
証を7月下旬に送付します。
※保険料が未納の世帯の方は申
請してください。

※一部免除が認められた方は、
納めることが必要な保険料を
納めない場合、免除になりま
せん。
※免除期間、先送りした期間
の保険料は、10年以内であれ
ば、さかのぼって納めること
ができます（追納）。
※退職（失業）した場合は、退
職（失業）による特例免除も
あります。

▽持ち物

年金手帳、はんこ
●退職（失業）による免除申請
の方：雇用保険被保険者離職
票か雇用保険受給資格者証、
公務員の方は退職辞令（い
ずれもコピー可）
▽申請・問合せ
●保険年金課年金係、五日市出
張所市民総合窓口係（申請の
み）
●青梅年金事務所（☎0428
・30・3410）

葬祭費を助成します

国民健康保険・後期高齢者医
療制度に加入されている被保険
者が死亡したときに、葬儀を行
った方に葬祭費5万円を助成し
ます。被保険者証の返還時に申
請してください。
▽問合せ
●国民健康保険について：保険
年金課国保係
●後期高齢者医療制度について
：保険年金課後期高齢者医療
係

表 免除対象となる所得の目安（平成27年度）

免除区分 世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付 (3/4免除)	半額納付 (半額免除)	3/4納付 (1/4免除)
4人世帯 (夫婦、子ども2人)	162万円以下	192万円以下	232万円以下	272万円以下
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円以下	116万円以下	156万円以下	196万円以下
単身世帯	57万円以下	78万円以下	118万円以下	158万円以下

音訳ボランティアの協力により作成をしている、デイジー版広報あきる野（音声版広報）のCDを各図書館で貸し出しています。図書館の利用者カードをお持ちならどなたでも利用できます。詳しくは図書館にお問い合わせください。